



目 次

規 則	ペー ジ
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4・1 揭示）	2
◎高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4・1 揭示）	5
◎高知県児童相談所規則の一部を改正する規則（4・1 揭示）	13
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令（4・1 揭示）	13
告 示	
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（法務文書課）（4・1 揭示）	13
○県統計調査の実施（統計分析課）	13
○保安林の指定予定の通知（6 件）（治山林道課）	14
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2 件）（ " ）	15
○基本測量の終了の通知（用地対策課）	15
○公共測量の作業期間の変更の通知（ " ）	15
○道路の区域変更（8 件）（道 路 課）	15
○道路の供用開始（7 件）（ " ）	16
○都市計画事業の認可（都市計画課）	17
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地の変更の承認（会計管理課）	18
○高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認（ " ）	18
公 告	
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	18
○土地改良区の定款変更の認可（4 件）（ " ）	18
○土地改良区の清算人の退職（ " ）	18
○建設業法による処分（土木政策課）	18
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（3・31 揭示）	19
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（3・31 揭示）	19

◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（3・31 揭示）	19
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（4・1 揭示）	19
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正（3・31 揭示）	20
入札公告	
○一般競争入札（図書館情報システム再構築等委託業務）の公告（教育委員会事務局生涯学習課）	22

規 則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年4月1日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第37号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 (平成9年高知県規則第88号) の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「誓約書」を「誓約書 (次項において「誓約書」という。)」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 県営住宅の入居者は、誓約書において緊急連絡先として届け出た者を変更しようとするときは当該者の住所、氏名若しくは電話番号に変更があったときは、直ちに別記第4号様式による緊急連絡先変更届出書を知事に提出しなければならない。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第12条第6項」を「第12条第5項」に改め、同項を同条第5項とする。

第36条の表中「第7条第3項及び第6項」を「第7条第2項及び第5項」に、

第7条第3項	第36条の規定により読み替えて適用する同規則第7条第3項
--------	------------------------------

を

第7条第2項	第36条の規定により読み替えて適用する同規則第7条第2項
--------	------------------------------

に、「第12条第4項」を「第12条第3項」に、「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第74条の規定により読み替えて適用する同条例」を「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」に、「第12条第5項」を「第12条第4項」に、「第7条第6項」を「第7条第5項」に改める。

別記第1号様式中

世帯又は入居者の状況	1 高齢 (者) 世帯 2 母 (父) 子世帯 3 生活保護世帯 4 多子世帯 5 子育て世帯 6 身体障害者 (1、2級・3、4級・5級以下) 7 精神障害者 (1級・2級・3級) 8 知的障害者 (A1・A2・B1・B2) 9 原子爆弾被爆者 10 戦傷病者 11 引揚者 12 中国残留邦人等 13 ハンセン病療養所入所者等 14 寡婦 (夫) 15 DV被害者
------------	---

を

世帯又は入居する者	1 高齢 (者) 世帯 2 母 (父) 子世帯 3 生活保護世帯 4 多子世帯 5 子育て世帯 6 身体障害者 (1、2級・3、4級・5級以下) 7 精神障害者 (1級・2級・3級) 8 知的障害者 (A1・A2・B1・B2) 9 原子爆弾被爆者 10 戦傷病者 11 引揚者 12 中国残留邦人等 13 ハン
-----------	--

の状況 | セン病療養所入所者等 14 寡婦 (夫) 15 DV被害者 16 知事別定

に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
 県営住宅 団地 号棟 号室
ふりがな
 氏名 ㊞

先に決定されました県営住宅への入居については、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び裏面に記載する事項その他の指示命令等を遵守します。

なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

緊急連絡先として、次の者を届け出ます。

住所			
<small>ふりがな</small> 氏名			入居者との関係
電話番号	自宅		携帯

注 やむを得ず緊急連絡先を特定することができない場合は、利用している福祉サービスの連絡先等を記入してください。この場合は、「入居者との関係」欄にその旨を記入してください。

（裏面）

県営住宅の入居者の遵守事項

- 家賃は、毎月納期限までに納付すること。
- 各戸が使用する電気、ガス、水道料金等の光熱水費の支払を怠らないこと。
- 各戸の汚物及びじんかいの処理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 共同施設、エレベーター、給水施設、汚水処理施設等の使用並びに維持及び管理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 県営住宅又は共同施設等の使用には、最善の注意を払い、損傷等を与えることなく、かつ、管理上の指示を固く遵守すること。
- 他の入居者に迷惑を及ぼし、又は管理上支障となるおそれがある犬、猫、鳥等のペット類の飼育をしないこと。
- 知事の承認を得ないで同居親族以外の者を入居させないこと。
- 県営住宅を退去するときは、動産等の残置物を放置せず、入居期間の長短にかかわらず、入居者の負担により、次に掲げる修繕等を行うこと。
 - 畳の表替え
 - 障子及びびすまの張り替え
 - 各戸の室内及び周辺の清掃
 - 給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕
 - (1)から(4)までに掲げるもののほか、入居者の故意又は重過失により汚損し、又は破損したものの修繕
- その他高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する県営住宅の入居者の遵守事項を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

緊急連絡先変更届出書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
 県営住宅 団地 号棟 号室
 氏名 氏名 ㊤

緊急連絡先を変更しようとする（緊急連絡先として届け出た者についての変更がありました）ので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更理由

2 変更前緊急連絡先

住所					
ふりがな 氏名			入居者との 関係		
電話番号	自宅			携帯	

3 変更後緊急連絡先

住所					
ふりがな 氏名			入居者との 関係		
電話番号	自宅			携帯	

別記第5号様式中「第12条第4項」を「第12条第3項」に改める。
 別記第6号様式中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。
 別記第7号様式中「第7条第6項」を「第7条第5項」に改める。
 別記第19号様式注2を次のように改める。

2 誓約書（別記第3号様式）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別記第5号様式から別記第7号様式までは、この規則による改正後の高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第38号

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第89号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び第6条の見出し中「決定通知」を「決定通知の手続」に改める。

第7条第1項中「誓約書」を「誓約書（次項において「誓約書」という。）」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 特定公共賃貸住宅の入居者は、誓約書において緊急連絡先として届け出た者を変更しようとするとき又は当該者の住所、氏名若しくは電話番号に変更があったときは、直ちに別記第4号様式による緊急連絡先変更届出書を知事に提出しなければならない。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第12条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第13条の見出しを「（目的外使用の承認の申請等）」に改める。

第14条の見出しを「（模様替え等の承認の申請等）」に改める。

第15条の見出し中「承認等」を「承認の申請等」に改める。

第16条の見出し中「承継」を「承継の承認の申請等」に改める。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第18条の見出し中「申請等」を「申請手続等」に改める。

第21条の見出しを「（共同施設駐車場の使用料の額等）」に改め、同条第1項中「使用料」を「使用料の額」に、「額」を「額（当該算定の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）」に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第3に定める方法により算定した額に加えて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改め、同条第2項中「のとおりに」を「に定める額に消

費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該別表第4に定める額に加えて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

第23条の見出し中「取消し」を「取消しの通知」に改める。

第24条の見出し及び第25条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第26条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め、同項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「団体にあつては」を「団体にあつては当該団体の」に改める。

別表第3中「（使用料の額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

誓約書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
 特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室
ふりがな 氏名 ㊞

先に決定されました特定公共賃貸住宅への入居については、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守します。

なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡すことを誓約します。

また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

緊急連絡先として、次の者を届け出ます。

住所			
<small>ふりがな</small> 氏名		入居者との関係	
電話番号	自宅	携帯	

注 やむを得ず緊急連絡先を特定することができない場合は、利用している福祉サービスの連絡先等を記入してください。この場合は、「入居者との関係」欄にその旨を記入してください。

第4号様式（第7条関係）

緊急連絡先変更届出書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
 特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室
ふりがな 氏名 ㊞

緊急連絡先を変更しようとする（緊急連絡先として届け出た者についての変更がありました）ので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項及び変更理由

2 変更前緊急連絡先

住所			
<small>ふりがな</small> 氏名		入居者との関係	
電話番号	自宅	携帯	

3 変更後緊急連絡先

住所			
<small>ふりがな</small> 氏名		入居者との関係	
電話番号	自宅	携帯	

別記第5号様式中「第10条第5項」を「第10条第4項」に、「御承知ください」を「、御承知ください」に改める。
別記第6号様式注中「すべての」を「全ての」に改める。
別記第8号様式中「保管について」を「管理については、」に、「理由」を「使用しない理由」に、「不使用の間」を「使用しない期間に」に改める。
別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第13条関係)

特定公共賃貸住宅目的外使用承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所

特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室

氏名 ㊦

現在入居している特定公共賃貸住宅を住宅以外の用途に併用したいので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第23条ただし書の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 承認を得ようとする住宅以外の用途

2 住宅以外の用途に使用する者の氏名

3 住宅以外の用途の使用予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

注 住宅以外の用途に併用する部分の図面及び他の法令による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けたことを証明する書類の写しを添えてください。

別記第10号様式中「厳守します」を「、厳守します」に改め、同様式注中「必要と」を「必要があると」に改める。
別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第15条関係）

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所
特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊤

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第25条の規定により私の入居する特定公共賃貸住宅への下記の者の同居の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約するとともに、同居後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡すことを誓約します。

また、同居しようとする者が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

記

1 同居させようとする者の内訳

申請者との続柄	ふりがな 氏名	生年月日	性別	現住所及び勤務先	
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号
				勤務先	電話番号
				現住所	電話番号

2 同居させようとする理由

注 次の書類を添えてください。

- 同居させようとする者の現住所及び申請者との続柄を証明する書類（住民票の写し等）
- 同居させようとする者の所得額を証明する書類
- 同居させようとする者で通学しているものについては、その事実を証明する書類

別記第12号様式中「さきに」を「先に」に改める。
別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第16条関係）

特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

新入居者 住所
特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏名 ㊤

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第26条の規定に基づき入居の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、承認の上は、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守し、適正に県営住宅を使用することを誓約するとともに、私を含め入居している者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約し、承継後に同号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに特定公共賃貸住宅を明け渡すことを誓約します。

また、私を含め入居している者全員が同号に規定する暴力団員に該当するかどうかについて、高知県知事が高知県警察本部長に対して照会することに同意します。

承継をしようとする理由					
旧入居者	氏名				
	勤務先	電話番号			
新入居者（申請者）	氏名				
	勤務先	電話番号			
同居者	氏名	生年月日	新入居者との続柄	性別	勤務先
					電話番号
					電話番号
					電話番号
入居の承継の同意	年 月 日 旧入居者 住所 氏名		㊤		
新入居者への敷金振替の同意	年 月 日 旧入居者 住所 氏名		㊤		

注 次の書類を添えてください。

- 1 新入居者と旧入居者及び同居者との続柄を証明する書類（住民票の写し等）
- 2 誓約書（別記第3号様式）
- 3 旧入居者が死亡したときは、その事実を証明する書類（「入居の承継の同意」欄及び「新入居者への敷金振替の同意」欄は、記入する必要はありません。）

別記第25号様式中「において」を「において読み替えて」に、
「保管について」を「管理については、」に、
「理 由」
を
「使用しない理由」
に、「不使用の間」を「使用しない期間に」に改める。
別記第26号様式から別記第28号様式までを次のように改める。

第26号様式（第25条関係）

共同施設駐車場明渡し届出書

年 月 日

高知県知事 様

使用者 住所

特定公共賃貸住宅 団地 号棟 号室

氏名 ㊞

共同施設駐車場を明け渡しますので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する
条例第38条において読み替えて準用する同条例第27条第1項の規定により次のとおり届け
出ます。

明け渡す共同施設駐車場	特定公共賃貸住宅	団地	番共同施設駐車場
明渡しの理由			
明渡しの期日	年 月 日		
検査希望年月日	年 月 日		
連絡先			
※	年 月 日検査済 年 月 日確認済		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第27号様式 (第26条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定を受けたいので、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第40条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	㊟
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		
		電話番号		ファクシミリ番号
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第40条第1号の事業計画書
- 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第39条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

第28号様式 (第27条関係)

← 9.0センチメートル →

写真貼り付け箇所	第 号
	立入検査証書
	所属
	職名
	氏名
	年 月 日生
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第50条第1項の規定に基づき立入検査等をする職員であることを証明します。
	年 月 日発行
	高知県知事 ㊟

5.5センチメートル

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

(裏面)

高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(立入検査等)

第50条 知事は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、知事の指定した者に特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は特定公共賃貸住宅の入居者に対し、適当な指示をさせることができる。

- 前項の検査において、現に使用している特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該特定公共賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 第1項の規定に基づき検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第39号

高知県児童相談所規則の一部を改正する規則

高知県児童相談所規則(昭和27年高知県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」を「法」に、「並びに同条第6項」を「及び同条第7項」に、「の指導及び教育を行う児童福祉司」を「に規定する指導教育担当児童福祉司」に改め、同条の表を次のように改める。

児童相談所	児童福祉司の数	指導教育担当児童福祉司の数
高知県中央児童相談所	24人以上	4人以上
高知県幡多児童相談所	5人以上	1人以上

第2条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

県内の児童相談所における児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の3第7項の規定により知事が定める同条第6項第1号に規定する指導をつかさどる所員の数は、次の表に定めるとおとする。

児童相談所	指導をつかさどる所員の数
高知県中央児童相談所	11人以上
高知県幡多児童相談所	2人以上

第3条中「児童福祉法」を「法」に、「証票」を「身分を証明する証票」に改める。

別記様式裏面中「2～5 略」を「2～8 略」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第11号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(高知県法制審議会規程の一部改正)

第1条 高知県法制審議会規程(昭和36年12月高知県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項中「総務部法務監兼法務課長」を「総務部法務監兼法務文書課長」に改める。

第7条中「総務部法務課」を「総務部法務文書課」に改める。

第8条の見出しを「(雑則)」に改める。

(高知県公文書管理規程の一部改正)

第2条 高知県公文書管理規程(令和元年11月高知県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務部文書情報課長」を「総務部法務文書課長(以下「法務文書課長」という。)」に改める。

第20条第1項中「総務部法務課(以下「法務課」を「総務部法務文書課(以下「法務文書課」に改め、同条第2項及び第3項中「法務課」を「法務文書課」に改める。

第21条第2項中「総務部法務課長(以下この条において「法務課長」という。)」を「法務文書課長」に、「法務課長に」を「法務文書課長に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「法務課長」を「法務文書課長」に改める。

第41条第2項中「総務部文書情報課(以下「文書情報課」という。)」を「法務文書課」に改める。

第42条第1項及び第3項中「文書情報課」を「法務文書課」に改める。

第54条第2項中「文書情報課長」を「法務文書課長」に改める。

附則第6項中「文書情報課」を「法務文書課」に改める。

別表第2の(1)の表中「法務課」を「法務文書課」に改める。

別記第6号様式中「文書情報課長」を「法務文書課長」に改める。

(高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正)

第3条 高知県障害者施策推進本部設置規程(昭和57年4月高知県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第6条中「必要な」を「推進本部の運営に関し必要な」に改める。
別表幹事の項中「人権教育課長」を「人権教育・児童生徒課

長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第248号

平成15年4月高知県告示第226号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

表中「法務課」を「法務文書課」に改める。

高知県告示第257号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
看護系学校状況調査
- 調査の目的
保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「政令」という。)第14条第1項(政令第20条において読み替えて準用する場合及び政令第21条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告(通知を含む。)を補完し、県内の看護師等学校養成所(政令第13条第1項に規定する指定学校養成所及び政令第18条の指定を受けた准看護師養成所をいう。以下同じ。)の入学者の状況及び卒業後の進路を把握して、看護行政に係る業務の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
学校又は養成所
 - 属性
看護師等学校養成所
- 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
ア 入学者の状況
イ 卒業者の状況
ウ 卒業者の就職状況等
 - その基準となる期日
毎年4月1日
- 報告を求める者
 - 数

<p>約15校</p> <p>(2) 選定方法 政令第14条第1項の規定による報告（通知を含む。）が必要な県内の看護師等学校養成所の一覧による全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が報告者に直接報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送又はファクシミリによる調査</p> <p>7 報告を求める期間 毎年4月中旬から5月下旬まで</p> <p>高知県告示第258号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和2年4月10日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 土佐郡土佐町相川字鎌倉1500、字大桁1855の2、1855の4、字キシ打1859、地藏寺字桂ケサコ4240の14、4240の17、4240の58、4240の60</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第259号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和2年4月10日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町大尾字ナガバタケ530の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p>	<p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ナガバタケ530の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第260号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和2年4月10日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡四万十町茅吹手字新谷タニ189の19、189の20</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第261号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和2年4月10日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所</p>	<p>幡多郡大月町橋浦字奥轟山489の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字奥轟山489の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第262号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和2年4月10日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町安満地字里峯山461の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字里峯山461の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第263号</p>
---	---	--

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町安満地字里峯山461の21
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字里峯山461の21（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第264号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和42年7月農林省告示第1058号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第265号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。
昭和46年3月農林省告示第721号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第266号

国土交通省国土地理院長から令和元年7月高知県告示第245号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和2年3月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第267号

令和元年9月高知県告示第374号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量について、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり作業期間を変更する旨の通知を令和2年3月19日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量（2級・4級基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 作業期間
（変更前） 令和元年9月17日から令和2年2月28日まで
（変更後） 令和元年9月17日から令和2年5月29日まで
- 作業地域
安芸郡東洋町河内、生見及び野根

高知県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 321号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市久百々字 井戸ヶ谷107番2から 土佐清水市久百々字 下久百323番80まで	前	14.0 47.6	818
	後	9.0 39.2	814

高知県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 494号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町百川 内字クロイシ1289番 地先から 吾川郡仁淀川町百川 内字黒石ノ本347番 1まで	前	12.1 19.2	76
	後	12.1 21.4	76

高知県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐須崎 字クボヤシキ403番 6から 四万十市西土佐須崎 字平元424番1まで	前	4.6 \	100
	後	6.7 \	100

高知県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡的測字土居 244番1	前	18.2 \	23
	後	59.3 \	23

高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字ゴミ ノ上180番4から 安芸市奈比賀字ゴミ ノ上1720番2まで	前	4.7 \	173
	後	15.7 \	173

高知県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町清爪字 柳ノ本481番1から 香美市香北町清爪字 柳ノ本472番3まで	前	5.6 \	62
	後	5.6 \	62

高知県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町七戸字 龍王山746番5から 長岡郡本山町七戸字 龍王山741番1まで	前	4.4 \	73
	後	10.4 \	73

高知県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋敷字赤 藪182番1から 四万十市竹屋敷字桑 ノ木屋式178番1まで	前	3.2 \	221
	後	3.2 \	221

高知県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道

- 2 路線名 321号
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市久百々字井戸ケ谷107番2から 土佐清水市久百々字下久百323番80まで	814	令和2年4月10日

高知県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 西土佐松野
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐須崎字クボヤシキ403番6から 四万十市西土佐須崎字平元424番1まで	100	令和2年4月10日

高知県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 香北赤岡
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町吉野字ノドノ		

岩1988番1から 香美市香北町吉野字マガリ1480番1まで	136	令和2年4月10日
-----------------------------------	-----	-----------

高知県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 南国伊野
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡的測字土居244番1	23	令和2年4月10日

高知県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 久保大宮
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町清爪字柳ノ本481番1から 香美市香北町清爪字柳ノ本472番3まで	62	令和2年4月10日

高知県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 末清夜須
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香南市夜須町細川字石コエカド907番10から 香南市夜須町細川字石コエカド907番30まで	28	令和2年4月10日

高知県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 神母木野市
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町西佐古字西王子435番35から 香南市野市町西佐古字西王子431番1まで	75	令和2年4月10日

高知県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和2年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施行者の名称
四万十市
2 都市計画事業の種類及び名称
中村都市計画教育文化施設（四万十市文化複合施設）
3 事業施行期間
令和2年4月10日から令和6年3月31日まで

4 事業地
 (1) 収用の部分
 四万十市右山五月町地内
 (2) 使用の部分
 なし
高知県告示第284号
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 高知市南はりまや町一丁目1番1号
 株式会社四国銀行
 取締役頭取 山元 文明

2 売りさばき所の所在地及び名称
 (変更前) 高知市丸ノ内一丁目3-20 高知市役所仮庁舎内
 株式会社四国銀行高知市役所支店
 (変更後) 高知市本町五丁目1-45 高知市役所内
 株式会社四国銀行高知市役所支店

3 変更承認年月日
 令和2年3月23日
高知県告示第285号
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第5項の規定により新たな売りさばき所の設置について承認したので、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 高知市北御座2番27号
 高知県農業協同組合
 代表理事組合長 武政 盛博

2 新たに設置される売りさばき所の所在地及び名称
 (1) 吾川郡仁淀川町森2571
 高知県農業協同組合仁淀支所
 (2) 吾川郡仁淀川町大崎122
 高知県農業協同組合吾川支所

3 承認年月日
 令和2年3月23日

 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村市蔵岡土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所	
監事	有友 健夫	四万十市蔵岡甲5398番地	
"	景平 武文	" " 甲2696番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市三里土地改良区の定款の変更を令和2年3月23日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を令和2年3月23日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、四万十市入田土地改良区の定款の変更を令和2年3月24日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉原土地改良区の定款の変更を令和2年3月25日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、中村市蔵岡土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

氏 名	住 所	
景平 俊之	四万十市蔵岡甲727番地	
高崎 保史	" " 甲1533番地	
景平 耕二	" " 甲689番地	
渡辺 拓	" " 甲3689番地	
谷崎 友一	" " 甲1072番地	

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。
 令和2年4月10日
 高知県知事 濱田 省司

1 処分をした年月日
 令和2年4月10日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
 株式会社香美水道組合
 代表取締役 中沢 仁
 香南市吉川町吉原751
 高知県知事許可（般-29）第2075号

3 処分の内容
 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、造園工事業、さ

く井工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可)の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社香美水道組合の役員は、道路交通法違反で、懲役6月(3年間刑の執行猶予)の刑が確定している(確定日:平成30年2月16日)ことが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項1種の欄中

「産学官民連携センター長」

を

「産学官民連携センター長

大阪事務所長」

に改め、同項2種の欄中「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「企業立地推進監」を「IOP推進監」に、

「参事」

を

「参事

公文書館長」

に改め、「大阪事務所長」を削り、同項3種の欄中「醸造技術企画監」及び「中央児童相談所市町村支援専門監」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員

会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中

「産学官民連携センター長」

を

「産学官民連携センター長

大阪事務所長」

に、

「港湾振興監」

を

「港湾振興監

公文書館長」

に改め、「幡多福祉保健所長」を削り、「大阪事務所長」を「高知高等技術学校長」に改め、同表の1の表教育委員会事務局の項中「図書館長」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和45年高知県人事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「情報セキュリティ推進監」を「行政サービスデジタル化推進監」に、「企業立地推進監」を「IOP推進監」に、「土木企画監」を「土木企画監 会計支援推進監」に、「地域支援企画員(総括・連携担当) 専門企画員」を「専門企画員」に、「法務課」を「法務文書課」に改め、「競馬対策課のチーフ」を削り、同表知事部局の出先機関の項中「所長を含む。)」「所長を含む。) 館長」に、「市町村支援専門監」を「虐待防止対策監」に改め、「工業技術センターの醸造技術企画監」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「業務改善推進」を「働き方改革推進」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「人材育成担当」を「企画調整担当」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第12号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年高知県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1南国市市長部局本庁の項中「職員係長」を「職員係長 企画調整係長」に改め、同表香南市教育委員会保育所の項及び香南市教育委員会幼稚園の項を削り、同表大豊町教育委員会の項中

「

小学校	校長 教頭
-----	-------

」

を

「

事務局	教育次長 参事
小学校	校長 教頭

」

に改め、同表大川村議会事務局の項を削り、同表大川村教育委員会の項中

「

小学校	校長 教頭
-----	-------

」

を

「

事務局	教育次長
小学校	校長 教頭

」

に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「出納室長」を「出納室長 参事」に改め、同表構原町町長部局保健福祉支援センターの項中「センター長」を「課長」に改め、同表津野町町長部局本庁の項中「出納室長」を「出納室長 参事」に改め、同表津野町教育委員会の項中

「

事務局	課長
-----	----

」

を

「

事務局	教育次長
-----	------

」

こども園 園長

に改める。

別表第2芸東衛生組合の項及び高幡西部特別養護老人ホーム組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の5級の知事部局の項中

「副学園長」

を

「副学園長
虐待防止対策監」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「市町村支援専門監」を削り、同表の7級の知事部局の項中

「法務監
情報セキュリティ推進監」

を

「行政サービスデジタル化推進監」

に改め、「地域包括ケア推進監（総括）」を削り、「企業立地推進監」を「IOP推進監」に、

「土木技術監」

を

「土木技術監
港湾振興監」

に、

「療育福祉センター長
中央児童相談所長」

を

「幡多福祉保健所長
療育福祉センター長」

に改め、「高知高等技術学校長」を削り、同表の7級の教育委員会の項中

「青少年センター所長」

を

「青少年センター所長
図書館長」

に改め、同表の7級の項中

監査委員事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

を

議会事務局	事務局次長
-------	-------

監査委員事務局	
労働委員会事務局	事務局長
収用委員会事務局	

に改め、同表の8級の知事部局の項中

「地域防災監」

を

「法務監

地域防災監

地域包括ケア推進監（総括）」

に、

「港湾振興監

参事」

を

「参事

公文書館長」

に、

「幡多福祉保健所長

大阪事務所長」

を

「中央児童相談所長

高知高等技術学校長」

に改め、同表の8級の項中

「

教育委員会	教育次長 教育振興監 図書館長
議会事務局	事務局次長
労働委員会事務局	事務局長

を

「

教育委員会	教育次長 教育振興監
-------	---------------

に改め、同表の9級の知事部局の項中

「産学官民連携センター長」

を

「産学官民連携センター長

大阪事務所長」

に改める。

別表第6の4級の項中「醸造技術企画監」を削る。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年4月10日

高知県教育長 伊藤 博明

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

図書館情報システム再構築等委託業務 一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の履行期間

特定役務に係る契約の締結の日から令和8年2月28日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資

格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0842

高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア4階

高知県立図書館

電話番号088-802-6005

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和2年4月10日（金）から同年5月5日（火）まで（高知県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和25年高知県条例第68号）第2条各号に掲げる休館日（月曜日及び第3金曜日）を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和2年4月10日午前9時から同年5月5日午後5時までの間に高知県立図書館のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310402/>）で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月22日（金）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和2年5月21日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア4階集会室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和2年5月6日（水）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立図書館長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和2年4月22日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Outsourcing of all services associated with the rebuilding and maintenance of the Library Information System
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 6 May 2020
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Friday 22 May 2020
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 21 May 2020
- (5) Contact: Kochi Prefectural Library, Kochi Prefectural Government, Otepia 4th Floor, 2-1-1 Otesuji, Kochi City, Kochi 780-0842 Japan
Tel: 088-802-6005
- (6) Others: As in the tender documentation